

○こども家庭庁告示第九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定める。

令和五年四月一日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。

別表

公衆浴場用のもの	三一年
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二四年
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接的に受けるもの	三八年
その他のもの	四一年
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三八年
れんが造、石造又はブロッコ造のもの	三六年
飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三四年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三〇年
公衆浴場用のもの	二二年
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接的に受けるもの	

子ども・子育て支援交付金		子ども・子育て支援施設整備交付金		子ども・子育て支援事業費補助金		福島再生加速化交付金		被災者支援総合交付金	
金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限り）		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超えるものに限り）		その他のもの		その他のもの		その他のもの	
記事所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三八年	記事所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三〇年	記事所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二〇年	記事所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三〇年	記事所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三〇年
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三四年	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二七年	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二〇年	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二七年	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二七年
飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三一年	飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二五年	飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二〇年	飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二五年	飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二五年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケット場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三一年	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケット場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五年	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケット場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二〇年	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケット場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五年	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケット場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五年
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二九年	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二〇年	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二〇年	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二〇年	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二〇年
病院用のもの	二四年	病院用のもの	一七年	病院用のもの	一七年	病院用のもの	一七年	病院用のもの	一七年
その他のもの	二四年	その他のもの	一七年	その他のもの	一七年	その他のもの	一七年	その他のもの	一七年

木造又は合成 樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左 記以外のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所 用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、劇場用、演奏場用、映画 館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱 所用、映画製作スタジオ用、屋内ス ケート場用、魚市場用又はと畜場用 のもの	病院用のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用 のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の 著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるも の	その他のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左 記以外のもの	木骨モルタル 造のもの
一九年	二〇年	二二年	二四年	一七年	一二年	一七年	九年	一五年	二二年	二四年	二四年

電気設備（照 明設備を含む。）	蓄電池電源設備	その他のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の 著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるも の	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用 のもの	病院用のもの	公衆浴場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱 所用、映画製作スタジオ用、屋内ス ケート場用、魚市場用又はと畜場用 のもの	冷房、暖房、 通風又はボイ ラー設備	昇降機設備	消火、排煙又 は災害報知設 備及び格納式 避難設備	エアーケーテ ン又はドアー 自動開閉設備
六年	一五年	一五年	一三年	一五年	一五年	一五年	一五年	一五年	一五年	一五年	一五年

構 築 物				
	配電用の又は送電用のもの	前掲のもの以外	可動間仕切り	アーケード又は日よけ設備
木柱	送電用のもの	主として金属製のもの	簡易なもの	主として金属製のもの
鉄筋コンクリート柱	汽力発電用のもの（岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	その他のもの	その他のもの
鉄塔及び鉄柱	地中電線路	主として金属製のもの	簡易なもの	主として金属製のもの
鉄塔及び鉄柱	塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	主として金属製のもの	簡易なもの	主として金属製のもの
配電用のもの	送電用のもの	主として金属製のもの	簡易なもの	主として金属製のもの
一五年	四二年	五〇年	三六	二五
一五年	四二年	五〇年	三六	二五

競技場、運動場、用地又は学校園運用地のもの				
	スタンド	添加電話線	引込線	配電線
主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの
主として木造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの
ネット設備	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの
野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの
水泳プール	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの
その他のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの
児童用のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの
すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの
その他のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄骨造のもの
一五年	一〇年	三〇年	二〇年	三〇年
一五年	一〇年	三〇年	二〇年	三〇年

鉄骨鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの（前掲のものを除く）		コンクリート造又はコンクリート造のもの（前掲のものを除く）		れんが造のもの（前掲のものを除く）	
橋	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	下水道、飼育場及びへい	防壁、堤防及び防波堤	煙突、煙道及び焼却炉
主として木造のもの	その他のもの	その他のもの（水道用ダム及びトンネルを除く）	その他のもの	塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	その他のもの
一五年	三〇年	六〇年	一五年	五〇年	七年
		三五年	一〇年		二五年
			四〇年		四〇年

石造のもの（前掲のものを除く）		土造のもの（前掲のものを除く）		金属造のもの（前掲のものを除く）	
岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、上水道及び用水池	下水道	防壁、堤防及び防波堤	下水道	橋（はね上げ橋を除く）	はね上げ橋及び鋼矢板岸壁
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	サイロ	送配管
五〇年	三五年	四〇年	一五年	二二年	三〇年
				一五年	鋼鉄製のもの
					ガス貯そう
					液化ガス用のもの
					その他のもの
					薬品貯そう
					塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの
					八

水道用のもの	木造のもの (前掲のものを除く)	合成樹脂造のもの (前掲のものを除く)	有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	水そう及び油そう	鋼鉄製のもの	浮きドック	飼育場	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	露天式立体駐車設備	その他のもの
導水設備	橋	水そう及び引湯管	飼育場	その他のもの							
取水設備	一五年	一〇年	七年	一五年							
五〇年	四〇年	一五年									

浄水設備	配水設備	橋りょう	鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	木造のもの	配水管	配水管附属設備	えん堤	鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの	れんが造又は石造のもの	土造のもの	貯水池	高架水そう	鉄筋コンクリート造のもの	金属造のもの	木造のもの
六〇年	六〇年		六〇年	四八年	一八年	四〇年	三〇年		八〇年	五〇年	四〇年	三〇年		四〇年	二〇年	一〇年

具車運搬及											
具車運送事業用の 具車運搬及運搬の	前掲のもの 以外のもの	舗装道路及び 舗装路面	庭園 緑化施設及び								
小型車（貨物自動車にあつては積 載量が二トン以下、その他のもの にあつては総排気量が二リットル 以下のものをいう。）	その他のもの	主として木造のもの	コンクリート敷、ブロック敷、れん が敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のも の	木造のもの	金属造のもの	石造のもの	コンクリート造又はれんが造のも の	鉄筋コンクリート造のもの	その他のもの	電信電話線	さく井
三年	六〇年	一五年	一〇年	一五年	四五年	五〇年	四〇年	六〇年	三〇年	一〇年	

											前掲のもの 以外のもの
金属製のもの	鉾山用人車、炭車、鉾車及び台車	自転車	二輪又は三輪自動車	その他のもの	報道通信用のもの	その他のもの	ダンプ式のもの	貨物自動車	その他のもの	小型車（総排気量が〇・六六リッ トル以下のものをいう。）	自動車（二輪又は三輪自動車を除 く。）
七年	二年	三年	六年	五年	五年	四年	四年	四年	二年	五年	四年

器具及び備品										
家具、ガス電気機器、その他に掲げるもののうち、器具及び備品を除く										
事務機、事務椅子及びキャビネット	主として金属製のもの	その他のもの	応接セット	接客業用のもの	その他のもの	ベッド	児童用机及びいす	陳列だな及び陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	その他のもの
二〇年	三年	五年	四年	四年	八年	五年	八年	六年	八年	八年

その他の家具	接客業用のもの	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	冷房用又は暖房用機器	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く）	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	じゅうたんその他の床用敷物	小売業用、接客業用、放送用又はレコード吹込用のもの	その他のもの	室内装飾品	主として金属製のもの	その他のもの
五年	一五年	八年	五年	六年	六年	六年	四年	三年	三年	三年	六年	一五年	八年	八年	八年

事務機器及び 通信機器										
	食事又はちゅう房用品	陶磁器製又はガラス製のもの	その他のもの	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの	謄写機器及びタイプライター	孔版印刷又は印書業用のもの	その他のもの	電子計算機
	二年	五年	一五年	八年	三年	五年	四年	五年	五年	五年
	インターホーン及び放送用設備	テレタイプライター及びファクシミリ	その他の事務機器	複写機、計算機（電子計算機を除く）、金銭登録機、タイムレコーダー その他これらに類するもの	その他のもの	パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く）	電子計算機	その他のもの	孔版印刷又は印書業用のもの	謄写機器及びタイプライター

時計、試験機器及び測定機器										
	電話設備その他の通信機器	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	その他のもの	時計	度量衡器	試験又は測定機器	光学機器及び写真製作機器	看板及び広告器具	容器及び金庫	鍛造製のもの
	六年	一〇年	一〇年	五年	五年	二年	五年	八年	三年	二年
	その他のもの	時計	度量衡器	試験又は測定機器	オペラグラス	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	看板	マネキン人形及び模型	主として金属製のもの
	その他のもの	時計	度量衡器	試験又は測定機器	オペラグラス	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	看板	マネキン人形及び模型	主として金属製のもの
	その他のもの	時計	度量衡器	試験又は測定機器	オペラグラス	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	看板	マネキン人形及び模型	主として金属製のもの
	その他のもの	時計	度量衡器	試験又は測定機器	オペラグラス	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	看板	マネキン人形及び模型	主として金属製のもの
	その他のもの	時計	度量衡器	試験又は測定機器	オペラグラス	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	看板	マネキン人形及び模型	主として金属製のもの
	その他のもの	時計	度量衡器	試験又は測定機器	オペラグラス	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	看板	マネキン人形及び模型	主として金属製のもの
	その他のもの	時計	度量衡器	試験又は測定機器	オペラグラス	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	看板	マネキン人形及び模型	主として金属製のもの
	その他のもの	時計	度量衡器	試験又は測定機器	オペラグラス	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	看板	マネキン人形及び模型	主として金属製のもの

塩素用のもの	八年
その他のもの	一〇年
ドラムかん、コンテナーその他の容器	七年
大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。）	
その他のもの	
金属製のもの	三年
その他のもの	二年
金庫	
手さげ金庫	五年
その他のもの	二〇年
理容又は美容機器	五年
医療機器	四年
消毒殺菌用機器	
手術機器	五年
血液透析又は血しょう交換用機器	七年
ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	六年
調剤機器	六年
歯科診療用ユニット	七年
光学検査機器	

ファイバースコープ	六年
その他のもの	八年
レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
移動式のものの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	四年
その他のもの	六年
その他のもの	
陶磁器製又はガラス製のもの	三年
主として金属製のもの	一〇年
その他のもの	五年
たまつき用具	八年
パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	二年
ご、しょうぎ、まあじゃんその他の遊戯具	五年
スポーツ具	三年
どんちよう及び幕	五年

前掲のもの以外のもの							生物									
自動販売機（手動のものを含む。）	楽器	葬儀用具	漁具	きのこ栽培用ほだ木	シート及びロープ	映画フィルム（スライドを含む）、 磁気テープ及びレコード	その他のもの	鳥類	魚類	動物	その他のもの	貸付業用のもの	植物	その他のもの	主として金属製のもの	衣しょう、かつら、小道具及び大装具
五年	五年	三年	三年	三年	二年	二年	八年	四年	二年		一五年	二年		五年	一〇年	二年

附 則
この告示は、公布の日から施行し、令和五年度分の補助金等から適用する。

公 害 防 止 用 資 産 減 価 償 却 資 産		無 形 資 産 減 価 償 却 資 産		機 械 及 び 装 置					
機 械 及 び 装 置	構 築 物	ソフトウエア	複写して販売するための原本	その他のもの	その他のもの	主として金属製のもの	前掲のもの以外のもの	通信業用設備	その他のもの
五年	一八年	五年	三年	八年	一七年	九年	五年	一〇年	無人駐車管理装置
									焼却炉
									その他のもの
									主として金属製のもの
									その他のもの